この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ第７回会合

議事要旨

こども家庭庁成育局安全対策課

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ
第７回会合

日時：令和７年６月23日（月）15時00分～
場所：こども家庭庁　庁議室

議題１　こども若者★いけんぷらすの結果について
議題２　課題と論点の整理（案）について
議題３　その他

出席者
【委員】曽我部座長、上沼座長代理、飯塚委員、櫻井委員、中井委員
【こども家庭庁・事務局】藤原局長、竹林審議官、西川課長、近藤課長
【関係省庁】公正取引委員会事務総局官房参事官（デジタル担当）、警察庁生活安全局人身安全・少年課少年保護対策室長、警察庁サイバー警察局サイバー企画課違法・有害情報対策係課長補佐、消費者庁消費者政策課長、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、法務省刑事局刑事課局付、法務省刑事局公安課局付、法務省人権擁護局参事官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課情報政策企画調整官
【オブザーバー】内閣府科学技術・イノベーション推進事務局社会システム基盤担当参事官補佐、法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室法務専門官、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部依存症対策推進室室長補佐、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部心の健康支援室室長補佐、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課課長補佐

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ（第７回）会合

○曽我部座長　ただいまより第７回「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」を開催いたします。

皆様、御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、事務局より会議の注意事項と資料の確認をお願いいたします。よろしくお願いします。

○事務局　本日、第７回の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」は、お申込みのありました報道関係や業界団体の方々がウェビナー視聴されております。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。本日は資料１－１から資料１－２、資料２がございますので、お手元に準備をお願いいたします。また、参考資料１から参考資料４として、第６回ワーキンググループ後委員提出意見、竹内委員提出資料、特定非営利活動法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会及び性的なネット広告のゾーニングを目指す会から、三原じゅん子内閣府特命担当大臣に宛てた要望書を配付しておりますので、御確認ください。

次に、本日の会議はWebexで行います。万が一通信が途切れてしまった場合には、一旦議事の進行を事務局に委ねていただき、通信回線が回復するまで事務局のほうで進行するという形を取らせていただきます。

また、御発言を希望される場合には、会議システムの挙手機能を使って挙手をお願いいたします。今回、曽我部座長がオンラインで御出席いただいているため、会場の委員につきましても、お手元のタブレット端末の挙手機能を使っていただくようお願い申し上げます。大変恐縮ですが、機材の数の都合上、省庁の委員におかれましては、タブレットを１台ずつ御用意できなかったため、通常どおり挙手いただきますようお願いいたします。事務局で整理して、順番に座長から御指名いただきます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

次に、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局　御報告いたします。

本日は竹内委員が欠席となっております。曽我部座長はオンラインで御出席されております。また、消費者庁、法務省はオンラインで御出席です。また、前回同様に、座長の承諾を頂いた上で、オブザーバーとして法務省大臣官房秘書課、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課にも御出席いただいております。

○曽我部座長　ありがとうございます。

次に、構成員の役職の変更につきまして、御報告をお願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/internet-kaigi/）からご覧いただけます。

○事務局　議事次第の裏面の出席者名簿のとおり、公正取引委員会の役職が事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長から事務総局官房参事官（デジタル担当）に変更となっております。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうしましたら、本日の議事に入らせていただきます。本日の議題は３つございまして、まず１つ目「こども若者★いけんぷらすの結果について」、２番目としまして「課題と論点の整理（案）について」、３としまして「その他」の３点であります。

本日もこれまで同様、御質問いただけなかった事項や追加の御発言は、本日より１週間以内を目途に書面で事務局にお送りくださるようよろしくお願いいたします。

まず、議題１につきまして、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いします。

○事務局　事務局でございます。

それでは、お手元の資料１－１を御覧いただければと思います。

前回のワーキンググループでも御紹介いたしましたが、先月、こども若者★いけんぷらすを実施いたしまして、インターネットの利用に関して、対面及びウェブによるアンケートによりましてこどもからの意見を聴取しております。

頂いた意見は全て資料１－２、これが対面回になります。それから、資料１－３、これがアンケート回になりますが、こちらのほうに記載されているところですが、ここではアンケート結果の一部とともに、主な意見を幾つか資料１－１に沿って御紹介したいと思います。

まず、２ページを御覧いただければと思います。インターネット利用に関する良い面、悪い面についてアンケートで尋ねたところ、どちらも同じぐらいだという答えが最も多く、45％を占めていると、そのような結果になっております。

この良い面、悪い面の具体的な内容でございますけれども、３ページを御覧いただければと思います。対面とアンケートの自由記述から、まず、良い面としては、人とのつながり、コミュニケーションに関する意見が多く見られたところでございます。また、年代を問わず、インターネットで自分の好きなことを楽しんでいるという意見のほか、勉強に活用していますという意見も多く見られたところでございます。

他方、悪い面に関してでございますけれども、テキストベースであるがゆえのコミュニケーションミスですとか、様々な理由による長時間利用のほか、見たくない情報との遭遇ということで、性的な広告ですとか、いわゆる炎上・誹謗中傷を見ると嫌な気持ちになるといった意見も複数あったところでございます。

４ページを御覧いただければと思いますが、インターネット利用に係る失敗について、アンケートでは40％近くが失敗してしまったと思った経験があるというような結果が出ております。下に具体的に３つ例が挙がっておりますけれども、これは全て対面の中で聴取をしたものとなっております。

続けて、５ページを御覧いただければと思います。これはアンケートの結果でございま

すけれども、安心・安全にインターネットを使うために必要だと思うこと、ステークホルダーの取組というのをこのような形で聞きましたところ、事業者による工夫を求める意見が最多という結果となっております。29%（11件）という結果になったところでございます。

続きまして、６ページでございますけれども、ここでは規制の是非ですとか、環境整備の主体に関する意見を中心にまとめているところでございます。アンケートでは一部厳しく制限してほしいといった意見も見られましたが、全体的には、年齢によって一律に利用制限をかけることについて、反対する立場の意見が多く見られたところでございます。

続きまして、７ページでございますが、ここではペアレンタルコントロールの方法、リテラシー向上に係る意見、また、国や事業者への提案等をまとめております。問題のないはずのサイトにまでフィルタリングがかかってしまうという意見が複数ありましたほか、ゲームやSNSなどにおいてルールを守れない人については、アカウントの停止・削除など、厳しく対処すべきなのではないかという意見も見られているところでございます。

以上、結果概要でございますが、本日はこどもたちの意見も踏まえた上でおまとめいただければと考えております。

そして、今後の予定ということで８ページに記載をさせていただいておりますけれども、課題と論点の整理が取りまとまった際にはこどもたちへのフィードバックをすることとなっております。また、その際、前回頂いた御意見も踏まえまして、課題と論点の整理のいわば「やさしい版」を作成することも前向きに検討したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○曽我部座長　どうもありがとうございました。なかなかごもっともな意見もあったかなと思います。

そうしましたら、ただいまの御説明につきまして、質疑応答の時間を設けたいと思いますが、御質問がおありの方は挙手をお願いできればと思います。いかがでしょうか。

では、上沼先生、お願いします。

○上沼委員　こども若者★いけんぷらすの結果をありがとうございました。あと、フィードバックとフレンドリー版を作成いただくことを前向きに検討していただいて、ありがたいと思っています。

これは御提案というか、お願いなのですけれども、コメントをくれた人数が結構少なめなこと、また、意見の中身を見ると、すごく大人な意見が多いように見受けられ、母集団が偏っている可能性があるように思います。したがって、募集の方法も開示するなどして、この意見を出した母集団がどんな人かというのがイメージできるような情報が追加されているといいのではないかと思いました。例えば、ネットで募集だとすると、それなりにネットをよく使っている人だということが分かると思います。

○曽我部座長　ありがとうございます。

ちなみに、今回はどのように募集されたのでしたか。前回、御説明があったかもしれず

申し訳ありませんが、復習も兼ねて教えていただければと思いますが、事務局のほうでいかがですか。

○事務局　事務局でございます。

こちらのこども若者★いけんぷらすは、まず、あらかじめこどもの皆さんに登録をしていただくという形になっております。その中で、今度こういう意見募集をやるので、関心のある方は手を挙げてくださいという形で募集をかけるというような形をとっております。今回につきましては、対面でやりましたのとアンケート方式、この２つを実施したわけでございますけれども、対面につきましては、ぜひ対面で参加したいという方に手を挙げてもらって、集まってもらったと。アンケートにつきましては、少し時間を取りまして、その中で、このいけんぷらすに登録している方々の中で関心のある方にお願いしまして、アンケートを出していただいたというような形になっております。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

ちなみに、登録者は一般に募集して、応募があった方を登録するという形でしょうか。

○事務局　システムとしましては、こういったこども若者★いけんぷらすというものがありますと。それで、関心のあるこどもの皆さんに登録をしていただくというような形になっております。

○曽我部座長　ありがとうございます。

では、中井委員、お願いします。

○中井委員　ありがとうございます。

質問ではないのですけれども、いいですか。コメントなのですけれども、まず、ありがとうございます。

印象でしかないのですが、国連の子どもの権利委員会がGC25という、一般的意見第25号というのを出しましたけれども、あのときも世界中のこどもたちから、日本からも数百件のエントリーがあって、その数百件については私も見たのですが、似たような傾向というか、傾向というのはちょっと語弊があるかもしれませんけれども、それほど大きな違いはなかったのかなという感じがしました。もちろん、状況の変化というか、５～６年ぐらい前の話なので、環境の変化というのはあると思うのですけれども、傾向としては似たような傾向があるのかなと。

逆に言うと、あまり課題が、ほとんどちゃんと解決していないということでもあるのかなというところもありますし、あとは、子どもたちの意見というのは、当然といえば当然かもしれないのですが、この子が言っていることとあの子が言っていることと全く違うことがあって、それはこどもに限らず大人もそうだと思うのですけれども、これは多数決ではないので、どちらにしても、それこそこのワーキンググループでもいろいろと論点が出てきているように、子どもたちから出てきた論点を裏書きするというか、それをエンドースするような意見というのが出てきたのかなと。

あと一つ、私は個人的にはすごく示唆に富むコメントが複数あったかなと思っていたのは、啓発の在り方、子どもたちに何が届いて何が届いていないのか、何が響くのか、響かないのかということについては、すごく示唆に富むコメントを頂いたかなと思いました。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。コメントということで承りたいと思います。

では、櫻井委員にお願いしたいと思うのですが、時間の関係で櫻井委員までお願いいたします。

では、お願いいたします。

○櫻井委員　１つ目が質問でして、これは対面とウェブとは重複はないのでしょうか。

○事務局　はい。重複はございません。

○櫻井委員　もう一つはコメントなのですけれども、資料を拝見させていただいて、こどもたちというのは、保護者にちゃんと届くような広報なり、保護者への教育というのも必要だと感じているのだということが読んでいて分かりました。

こどもというのは、SNSとかネット検索をするときに、いわゆる「普通」はどうかというのをすごく知りたいと感じている印象があるんですね。自分の家と比べて、ほかの家庭はどうか、とか。

そのようなとき、場合によっては、自分の家のルールがもう少し優しかったらいいのではないかと感じるでしょうし、自分の家は非常に厳しいから、いっそのこと国として一律に何かルールを決めてくれたほうがより楽だとか、よりよいと感じてしまうところがあると思うので、今回のこどもたちの意見を見ると、家庭をどのように教育していくか、啓発していくかということもすごく大事なのかなと思いました。

以上になります。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

そうしましたら、この議題につきましては以上といたしまして、次に参りたいと思います。議題２の「課題と論点の整理（案）について」であります。

こちらにつきましても、まずは事務局から御説明いただきます。よろしくお願いします。

○事務局　事務局です。お手元の資料２を御覧ください。こちらは第６回ワーキンググループまでの議論、それから、委員から提出いただいた資料等を踏まえまして、事務局において「課題と論点の整理（案）」を取りまとめてきたものでございます。

本日はこの「課題と論点の整理（案）」に基づきまして、議論を進めていければと考えております。

若干中身に触れますと、まず、２ページの目次を御覧いただければと思います。こちらが全体の構成となっておりまして、大きく４つの項目に分けております。

１は「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する検討の背景」でございまして、「（１）これまでの対応」「（２）海外における対応状況」を記載しております。

２が「ワーキンググループにおける議論と今後の方向性」でございまして、（１）では「①議論の経過について」「②議論にあたっての視点等について」、（２）では「議論を踏まえた検討の基本的方向性」について記載しております。そして（３）におきまして、検討の方向性に沿って個別に論ずべき課題と論点を記載いたしまして、論点ごとに主務省庁、関係省庁の案を記載しております。

３は「今後の進め方について」、４は「おわりに」ということで、全体がこのような構成になってございます。

なお、参考の１、２といたしまして、ワーキンググループの設置、それから、名簿を変更しております。

中身につきましては、ざっと見ますと、まず、２の（１）の「②議論にあたっての視点等について」を８ページから10ページにかけて記載しております。今回、OECDのリスク類型に沿って協議を行っていただきましたが、その旨、それから、議論に当たっての視点を４つ記載しております。

それから「（２）議論を踏まえた検討の基本的方向性」でございますけれども、これが10ページから11ページとなっております。これまでの議論を踏まえ、以下の方向性にのっとり各論点に沿った検討を行っていくべきとしておりまして、方向性として基本的な対応ですとか、受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応など、５つを挙げているところでございます。

そして「（３）課題と論点」になりますが、11ページから19ページになります。検討の方向性に沿って個別に議論すべき課題と論点を①から⑧まで８つ挙げております。

そして、19ページから20ページでございますけれども「３．今後の進め方について」を記載しているところでございます。論点ごとに主務省庁や関係省庁と連携して今後の方向性について検討を進めると。その上で、①として、今すぐ対応できるもの（短期）、それから、②は対応に当たって一定の検討期間が必要であるもの（中長期）を整理いたしまして、政府全体として工程表を作成し、できるものから速やかに着手するということです。そして、中長期の検討を要するものにつきましては、令和８年を目途に具体的な取組内容を取りまとめまして、令和９年に改定を予定している第７次の基本計画に反映させる。こども家庭庁が中心となって関係省庁連絡会議等を開催しまして、進捗管理を行いながら関係省庁が連携して取組を進めることが必要と。このように一連の今後の進め方、プロセスについて、記載をしているというものでございます。

資料２につきましては、以上でございます。

○曽我部座長　どうもありがとうございます。

この後、資料２について御議論いただくのですけれども、今日は取りまとめるというより、次回で取りまとめを行うということのようですので、修文を伴うようなものですとか、そういったところはできるだけ今日のうちに忌憚なく御意見を頂ければと思っております。

それから、議論の仕方ですけれども、少し長い文章になりますので、全体を４つに分け

て議論をしたいと思います。それぞれ時間を分けて、御意見を頂きたいと思っております。

まずは、２ページ目から11ページ目まで、つまり、項目でいうと１の（１）（２）及び２の（１）（２）、11ページまでのところでお気づきの点があれば、あるいは御提案等があれば頂ければと思いますが、その範囲内であればどこからでも結構ですので、何でも御発言いただければと思います。

では、中井委員、お願いします。

○中井委員　ありがとうございます。

次の議題の課題と論点のほう、私、すごくこれまでのワーキンググループの議論とかをまとめてくださったと思いました。幾つかの細かい点では修文を提案するところがあるのですけれども、他方、１から２の（２）まで、特に２の（２）の書きぶりが（３）につながらないかなという感じを受けました。細かく言ってしまうと、もう少し丁寧に課題と論点とかは書いていただいてもいいのかなと思ったところです。

具体的なところでいうと、例えば、１の「（２）海外における対応状況」というところ、これはこれまで資料とかに載せていただいたものをまとめていただいたのだと思うのですが、私、意見書の中で、議論の中では本当に限られた範囲しかなかったのですが、たしか第１回の議論から、国際的な課題として、もちろん、一部の国で規制の方向で話が進んでいるけれども、それ以前の話として、子どもとインターネットに関わることに関しては、例えば、国連だったり、OECDだったりとかがある程度ガイドライン的なものを出している。そういった視点というのは必要ではないですかということは再三申し上げてきたと思うのです。

その辺を踏まえて少し書き込んでいただくことによって、報告書として今これが出てしまうと、世の中、報道などもそうですが、オーストラリアで規制が始まっている、欧米でも始まりそうだみたいな議論が増えている中で、これが出ていってしまうと、規制の方向で話をしなければいけないのかなと勘違いされるかなという危惧を私は持っていて、それは違いますよねという話はワーキンググループの冒頭の中でも私を含めた何人かの委員からは出ていて、それに対しての異論はなかったと思うので、まずは具体的な書きぶりはまた意見書の中で提案したいとは思うのですけれども、海外でこういうことが起こっているからという、海外における対応状況というところだけではなくて、それこそOECDのウェルビーイングの考え方だとか、国連で子どもの権利委員会が出しているGC25だとかということも出してきてもいいのではないでしょうか。それはこども大綱でもOECDなどと連携してということを明示されているわけですから、そういったことについて、（２）の１．なのか、２．なのか、もしくは（３）なのかという形で書かれてはいかがでしょうかということが１つです。

それと、それの延長線で、２の「（２）議論を踏まえた検討の基本的方向性」という中でも、もう少しエラボレート（詳細に説明）できる部分はあるのかなと。それを私が修文で持ってきたことがあるのですけれども、それを読み上げてしまうと、多分、私だけでか

なり時間を取ってしまうと思いますので、取りあえずここで止めます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

国外の状況をどれぐらい書き込むかというところはなかなか悩ましいところでありますが、取りあえず事務局にお伺いしたいのは、今、オーストラリア、イギリス、それから、アメリカについて言及されていて、確かに中井委員が繰り返しほかの国際機関等々の議論をインプットしていただいたところがこの部分にはないということなのですけれども、イギリスとかオーストラリア、アメリカが記載されている理由というか、趣旨というのがもしあるようでしたら、補足いただけませんでしょうか。

○事務局　事務局でございます。

（２）の対応状況につきましては、これはオーストラリア、イギリスにつきましては、一番最近の海外調査ということで紹介をさせていただいているというのがあります。また、アメリカにつきましても、これは実際にこども家庭庁で調査研究を実施しているものとして、まず、我々が持っている海外の対応状況ということで、こちらの記載をさせていただいたというのがございます。

１つ、今、中井委員のほうからあった御意見でございますが、OECDにおけるウェルビーイングの話ですとか、あるいはほかの機関ということでございましたけれども、１つ、我々のほうで考えましたのは、これは９ページになりますが、＜議論に当たっての視点＞、これは８行目のところになりますけれども、ここに注という形ではあるのですが、４として、国連・子どもの権利委員会が作成した文書ですとか、OECDでこういったものがありますというのは記載させていただいているところではございます。ただ、これで十分かどうかというところはあると思うのですけれども、事務局としてこのような形で入れ込むという形をとらせていただいているところです。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

私の理解だと、３ページの18行目の「（２）海外における対応状況」というのは、直近、各国で青少年保護のためのかなり強力な規制がなされているということを踏まえて、日本としてどう受け止めるのかという背景として書かれているものと思っていまして、中井委員がおっしゃるようないろいろな議論があるというのはそうなのですが、ここで書かれているのは、直接にそれこそソーシャルメディアの利用を制限するとか、そういう具体的な規制がされているという中で、日本としてどのように考えていくのかという流れかなと思っていて、そういう意味では、個人的にはオーストラリアとかイギリスというのはあまり違和感がなかったのですけれども、別のところでウェルビーイングの理念ですとか、リスク分類等々で国際機関の議論が参照されていますので、今の文章の趣旨としてはそういうことかなと理解しておりました。

海外の対応状況というのは、これは前置きで、これ以上書いてしまうと、かなり膨らんでしまうので、取りあえずひとまずはこういう形で整理させていただければなと思います。

○中井委員　いいですか。
○曽我部座長　お願いします。
○中井委員　ワーキンググループの議論の中にはあまり出てこなかったと思うのですが、例えば、子どものメンタルヘルスだとかいう部分、特にどうしても青少年という言葉で我々は引っ張られがちなのですけれども、子どもとインターネットの話というのは、ワーキンググループでもちょっと出ましたが、就学前の子どもたちのインターネット利用というところにも課題がもう見えてきている部分があるのですよね。そういったところを議論してこれから考えていこうといったときに、現状のオーストラリアとか欧米で起こっている規制をすべきか、すべきではないかという動きだけを見ていると、そういう部分というのは見落とされると思うのです。あまり見えてこないと思うのです。それこそ冒頭で事務局がおっしゃったように、これは第７次の基本計画につながっていく話ではないですか。基本計画ということを考えていったときに、今起こっていること、現状への対症療法的なところだけの計画でいいのですかというのが私の基本です。
　もう少し、それこそ日進月歩でインターネットの技術だとか、サービスだとかというものが進歩していまして、そういう議論もワーキンググループで出てきましたし、これからもいろいろな課題が出てくるだろう。そういったこともある程度見据えながら考えていくということをもし基本計画の中で打ち立てようとするのであれば、現状認識というものを海外の規制だとか、そういったところでとどめてはいけないと私は思いました。
　以上です。
○曽我部座長　ありがとうございます。
　今おっしゃってくださったこと自体は全くおっしゃるとおりだと思うのですが、年少者の話というのは各論のところでは出てこないというところで、推論のところとつながっていないというところで、そこは言及していないということなのだろうとは思うのですけれども、第７次基本計画の中で今おっしゃった点を入れていただくというのは当然重要なことですけれども、今回の議論がそのまま第７次計画の全てというわけではありませんので、また別なところでそういうお話をインプットしていただくといいのかなとは思います。
　ひとまずよろしいですか。申し訳ありません。
　では、上沼委員、お願いします。
○上沼委員　今の低年齢の話に関して言うと、私の記憶だと第６次計画には入っていたと思いますし、検討課題としては継続して認識されていたと思っています。ただ、確かに今回の具体的な論点には今回は入っていないというのは、おっしゃるとおりだと思いました。
　私の方で、コメントを申し上げたのは、基本的な視点のところの10ページの一番下から上の「受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応」というところです。11ページの上から「現行の青少年インターネット環境整備法は携帯電話事業者等への青少年有害情報の閲覧制限というフィルタリング規制が中心であるが、多様化に対応するため、現行法の厳格な履行を求めるとともに」となっている部分が気になっていまして、これだけを見る

と、携帯電話事業者のフィルタリング規制の履行をもっと厳格に求めようと書いているようにとられる可能性があるかなということをちょっと懸念しています。

携帯電話事業者のフィルタリングの規制を軽くしろと言うつもりはないのですが、こども若者★いけんぷらすにもあったとおり、フィルタリングは使い勝手が悪いから外していますみたいな意見が結構ある状況で、さらに厳格な履行を求めるというのは、状況に合っていないのではないかという気がします。文章としては「厳格な」はなくてもいいのでは、と思います。つまり「現行法の履行を求めるとともに」ぐらいにして、今のフィルタリングそのものを是として、今のフィルタリングそのものの履行をもっと強くしろと言っている趣旨ではないということを方向性として出てもいいのではないかと思いました。

フィルタリングの強化の話は竹内委員が前に意見でおっしゃっていたところではあるのですけれども、今日頂いた御意見を見る限り、竹内先生が言っているフィルタリングというのは「新しいフィルタリング」であり、環境整備法でいう受信制限ではないことが前提であるように見えますので、そういう意味でも、そこはそれでもいいかなと思っています。

それだけです。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうすると「現行法の厳格な履行を求めるとともに」というところは削除してもいいと。「リスクの多様化に対応するため、SNSやアプリストア等のプラットフォーム事業者を含むより幅広いステークホルダーに対して」と、そのほうがつながりもよくなるように思うのですけれども、この「厳格な履行を求める」という記述については、事務局のほうで特別な趣旨がおありなのでしょうか。

○事務局　事務局でございます。

今、竹内委員のお名前も出たところでございますが、「現行の厳格な履行」というのは、結局、現在、携帯電話事業者に対するフィルタリングに係る青少年確認義務から始まって、サービスの提供ですとか、有効化措置というのがあるところでございますけれども、義務づけがなされている中で100％履行がなされているかというと、必ずしもそうではないという現状にあると認識しておりまして、その点は数値の形でも出ているところでもあり、また、竹内委員からも、私の受け取りとしては、その部分についても、さらに履行を求めていくのではないかという認識というのもございまして、このような「厳格な」という言葉をつけているというところでございます。

以上です。

○曽我部座長　現行法でも保護者が要らないと言えばしなくていいので、そういう意味では100％になり得ないと思うのですけれども、100％でないことをもっと厳格にやれというのであれば、現行法の立てつけとも若干ずれるような気もしますから、今のような御趣旨だと少し誤解を生む。上沼座長代理がおっしゃったのとは違う意味でもちょっと誤解を生むのかなと思いますけれども、一応、この後、こういった確認をするとして、差し支えなければ「現行の厳格な履行を求めるとともに」という部分は削除する方向で検討を持ち帰

らせていただきたいなと思います。

ということで、次に、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員　ありがとうございます。

私は９ページの９行目のところで、これは前にも幾つか議論が出ていたと思いますし、前回の会議の場でも中井委員からも御発言があったと思うのですけれども、そもそもこの視点のところが、青少年の安心・安全を確保することを第一ということでいいのかどうかというのを改めて感じています。

こども若者★いけんぷらすのこどもたちの意見を見ましても、先ほどのネットを使うことというのはいい面と悪い面と半々であって、こどもたちもやはりネットのいい面も見ていると思うので、第一が安心・安全を確保するとなると、時代遅れというか、ちょっと古い感じになってしまって、もう少しネットを使うことのメリットというのを押し出してもいいのかなと感じています。

ただ、この会議の名前自体がそもそも「保護の在り方」となっているので、その意図ということもあるかとは思ったのですが、活用するために保護をするのか、保護をする中でどう活用するのかというような違いで、細かな点ではあるのですが、基本的には、ネットを活用するためにどう保護をかけていくのかという視点ではないかと感じていましたので、その辺りはもう少し工夫が必要なのか、現行のほうがいいのか、少し疑問に思ったものですから、発言させていただきました。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

今、櫻井先生が引っかかるのは、やはり「第一として」というプライオリティーをつけているというところが特に。

○櫻井委員　そうですね。

○曽我部座長　要するに、両方のバランスの話であってということですよね。そうすると、例えば、修正の御提案みたいなものはおありでしょうか。

○櫻井委員　今すぐに文章が思いつくものではないのですけれども、もし必要だったら後で意見を出したいと思います。

○曽我部座長　そうですね。この辺りは、もう既にお出しいただいている部分も含めて、多分、中井委員も御意見があるかと思うのですが、せっかくなので、この１のところは、もう少しいろいろな理念等も含めて書き込んでもいいのかなと思いますので、今この場でおっしゃっていただけることがあれば少し補足いただいて、具体的な修文としては持ち帰ってまた検討するということにすればいかがかと思いますが、中井委員、急に振って申し訳ありませんが、この１のところで。

○中井委員　私もメモをしてきたところなのですけれども、先ほど言ったこととあまり変わらないので、修文案として出させていただきます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

では、この辺は少し考え直すということでいきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

では、時間も限られておりますので、次のパートに参りたいと思います。

次が11ページから16ページです。項目で申しますと、２の（３）の①から④の部分について、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

では、お待ちしている間に私から。すごく細かいことなのですが、14ページの11行目なのですが、括弧書きで「（旧EMA）」とあるのですけれども、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構自体はずっとEMAという略称なので、かつてというものがあるから「旧」は取ってもいいのかなと思います。すごく細かいことで恐縮ですけれども、それが１つです。

それから、これは細かくないことなのですが、同じページの上の２行目で「（業所管省庁）」というところがあって、ほかの項目ですと御担当いただく省庁のお名前が入っているのですけれども、「法第18条～第20条のフィルタリング容易化措置等の実態を確認することについてどう考えるか」という部分については、業所管省庁ということで特定されていないので、この辺りについて少し議論を進めたいと思います。

具体的にはこの書きぶりですね。18条～20条のフィルタリング容易化措置等の実態を確認することについてどう考えるかという書き方でよいのかどうかということも含めて、もう少し内容が特定できれば所管のところも決まってくるかなと思ったりもしますので、それと関係で御意見がありましたらお願いしたいと思うのですが、中井委員、今の点でよろしいですか。別の点ですか。

○中井委員　別の点です。

○曽我部座長　では、取りあえず別な点を承ります。お願いします。

○中井委員　本当に些末なところなのですけれども、12ページの①の課題で「青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっているおそれがある」という。おそれがあるなのですね。省庁さんの文章だと「おそれがある」としなければいけないのかもしれないのですけれども、私、このワーキンググループでの議論では「もうあわなくなっている」と（いうことを前提にしていたものと）理解したものですから、それだけです。

○曽我部座長　「合わなくなっているのではないか」とか、そんな感じですか。「合わなくなっているのではないか」とするということでいいですか。「なっている」でいいですか。どちらでも結構ですけれども、確かに「おそれ」というのは弱過ぎる感じがしますので、課題の欄は、ほかはどういう書きぶりなのでしたか。疑問形ではなくて。

○事務局　事務局でございます。よろしいでしょうか。

○曽我部座長　お願いします。

○事務局　課題のところの書き方なのですが、ほかにおきましては、疑問形というのではなくて、こういう現状があるですとか、あるいはこうこうこうなっているというような書き方になっていますので、例えばなのですけれども、ここだけ「時代に合わなくなっているのではないか」という書きぶりですと、ちょっとほかと合わないのかなというところが

ございます。
○曽我部座長　では「合わなくなっている。」でいきましょうか。
○事務局　分かりました。では、そのようにさせていただきます。「おそれ」というのは取るという。
○上沼委員　もっと強くなってしまった。
○曽我部座長　あるいは「おそれ」だとあれだから、可能性が。
○上沼委員　可能性のほうが低いのでそっちの方がよいように思います。
○曽我部座長　では、これはそういうことでいきたいと思います。
　それで、先ほどの私の御提案に戻るのですが、法第18条～第20条と申しますのは、インターネット接続機器の製造事業者の義務というところですとか、あと、OS事業者の努力義務とか、フィルタリングソフトウエア開発事業者等の努力義務という辺りなのですけれども、こちらは今までも製造者に関しては、テレビ、パソコンに関しまして、経済産業省さんのほうからフィルタリングの機能の搭載状況等々を親会のほうに御報告いただいていたかと思うのですが、急に振って恐縮なのですけれども、18条から20条のフィルタリング容易化措置等の実態を確認することについてどう考えるべきかという点について、もし経済産業省さんのほうで、こういうことを明確にしてほしいとか、あるいはうちとは関係ないとか、そういったコメント等がありましたら頂ければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。
○経済産業省　経済産業省でございます。
　フィルタリングについては、曽我部座長がおっしゃるとおり、テレビとタブレット、パソコンを中心に年に数回調査を行っております。御示唆のあるとおり、特にどのように実態を確認したらいいかというところについて何かご意見ございましたら、即答することは難しいかもしれませんが、検討してまいりたいと思いますのでお知らせいただけたら大変幸甚です。よろしくお願いいたします。
○曽我部座長　ありがとうございます。
　これは、例えば、ゲーム機とか、そういったところも含むかと思うのですけれども、この辺は上沼先生とか、もし何かコメントとかがありましたら。
○上沼委員　今、ゲーム機について言及しようかとちょうど思っていたところでした。今はゲーム機に通信機能がついていますが、ゲーム機に関しては、製造事業者がそれなりの保護手段を載せているという認識ではあります。そのような保護手段の実装を含め、どういう状況になっているのかというのをもし調査いただけるのであれば、現状認識として助かるとは思います。
○曽我部座長　ありがとうございます。
　私もゲーム機については少し気になっておりまして、たしか18条の文言だけを見ますと、この容易化措置というのは、要するに、フィルタリングソフトウエアを組み込むことをしていれば容易化措置を講じたことになっているということですので、経産省さんの定期的

な御報告もそういう理解の下になされているのだろうと思います。ですので、そういう意味では、この書きぶりは、容易化措置の実態の趣旨が分かりにくいというのはおっしゃるとおりかなと思います。

ただ、他方で、恐らくこの場での問題意識としては、そういうフィルタリング機能を搭載していればどうかとか、そういう関心事ではなくて、例えば、ゲームに関して言えば、やはり今では通信機能があって、ボイスチャット機能とか交流機能がある中で、様々なトラブルが起こっている等の報道記事等がある中で、実際に青少年に配慮したどういった機能が搭載されているのかとか、あるいは実際にどういう問題が起こっているのかとか、そういったところの実態を把握する必要があるのではないかというのは、多分、この18条、とりわけゲーム機ですよね。パソコンは確かにGIGA端末等々であるのはあると思うのですけれども、今まであまり議論できていなかった部分とすると、論点としてはそういう部分なのかなとは思います。

ですので、今の「フィルタリング容易化措置等の実態を確認すること」という文言ですと、少しずれるような気もするのですけれども、問題意識としては、今、上沼座長代理もおっしゃったように、恐らくそういったところにあるのかなとは思います。

ほかの委員の方々もいかがでしょうか。まず、この点はよろしいですか。この点は、今申し上げたことも含めて、もう少し事務局も含めて調整していただいたらとは思います。

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員　私は別のところなのですけれども、よろしいでしょうか。

○曽我部座長　お願いします。

○櫻井委員　14ページの11行目以降のところで、15行目に「政府による表現内容への介入であり、表現の自由等との関係で極めて慎重であるべき」という文章があるかと思うのですけれども、私は法律は門外漢ですし、前回の議論のときにはこういった表現ではなかったように思いましたので、この辺りが結構強い書きぶりになっていると感じて、これがつけ加わった理由をお聞かせいただければ、ありがたいです。

○曽我部座長　では、こちらは事務局のほうからお願いできますでしょうか。

○事務局　前回の資料を確認しているのですが、資料を確認しましたところ、確かにこの表現というのは前回のほうには入っていなかったようでございまして、すみません。

○曽我部座長　では、総務省さんのほうでもし御説明いただけるのであれば。すみません。これも急に振ってしまって大変恐縮ですけれども、もし今お答えいただけるようであれば、補足いただいてもよろしいですか。

○総務省　ありがとうございます。総務省情報流通振興課長です。例えば、SNSに上がった個別のコンテンツについて、違法なものというのはあると思います。前回のワーキングのときに、私、違法なものと有害なものというのは峻別したほうがいいのではないかということを申し上げましたけれども、違法なものというのはある程度外延が画定されるものでありまして、例えば、刑法に抵触するわいせつな画像がアップされた場合に、SNS事業者が

個別に削除しているという実態があると思います。それは一定程度法律で外延が明確化されている世界だろうと思います。

一方で、有害な情報というのは、人によって、例えば、今回は青少年について御議論いただいていますけれども、対象となる情報について、学齢によって、年齢によって有害であるか否かが異なり得るものでありますので、違法ではない情報について、国がこれが有害である、有害ではないということを示して、事業者が削除する、しないということを決めていく、あるいはそれを法律上で明記していくといったことにはかなり困難が伴うのではないかと考えており、表現の自由との関係について慎重に検討していく必要があるといった趣旨であると理解しています。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうすると、これは第三者機関を設けて、コンテンツ、あるいはフィルタリングについて基準を設けるとか、そういったアイデアについて国が評価することになって、表現内容への介入につながるのではないかという文脈なのだろうと思うのですが、このブロックだけで見ると、そこが分かりにくいかなとは思いますけれども、趣旨としてはそういうことなのだろうと思います。ですので、現状の環境整備法もフィルタリングに関しては民間でやるという建前になっておりますので、そういうことが書かれているのだろうと思います。

よろしゅうございますか。

○櫻井委員

もう一つだけあるのですが、14ページの７行目なのですけれども、ここは細かなところですが「こどもの成長段階」と書いてあります。私の案としては「発達段階」とするか「こどもの年齢と発達段階」としてはどうかと思っています。

というのは、そもそも成長段階というのは、前回、私が障害をお持ちのこどもを含めた対策を取っていく必要があるということを受けて、多分、このように考えてくださったのではないかと思っていますので、それが心理社会的な要因を含む言葉だとすれば「発達段階」のほうがより適切かなと思いますし、その下の17行目にも「発達段階」とありますので、そこで平仄を整えるということからも、ここはそのように変えていったほうがよろしいのかと思います。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうですね。特に意味を使い分けているのでなければ、確かに「発達段階」で統一するということでよいのかなと思いますけれども、事務局のほうでもそれで差し支えなさそうでしょうか。

○事務局　７行目の「成長段階」につきましては、「発達段階」というワーディングで問題ないかと思います。

○曽我部座長　ほかの箇所にもあるかもしれませんので、御確認いただいて、統一をお願いできればと思います。

そのほかはいかがでしょうか。

○上沼委員　いいですか。

○曽我部座長　お願いします。

○上沼委員　14ページの「③コンテンツ・リスクへの対応について」で、現状、最初の○の「スマートフォンの普及等に伴い、現行の青少年有害情報の例示には当てはまらないものの、青少年の健やかな成長を著しく阻害するおそれのある情報が氾濫している現状がある」というところなのですが、ここの③のタイトルが「アダルト広告」となっています。このタイトルですと、読み手としては、この○もいわゆるアダルト広告が例示に当てはまるだろうと思ってしまうのではないかと思います。ここの○で言っているのは、例えば、過度なダイエット情報とか、そのようなものだと思うので、例示を脚注に入れるなりしておいたほうが読んだ人がすっと分かるのではないかと思います。今読んでいてこれは何だっけと私自身が思ってしまいましたので、例示などを入れてもらえるといいかなと思いました。

○曽我部座長　ありがとうございます。

おっしゃるとおり、③の表題の括弧書きは。

○上沼委員　取ってしまってもいいかもしれないですけれども、そうすると、次の15ページの３行目の「テレビ等の媒体では」というところにアダルト広告でと入れておかないと分からなくなってしまうと思います。実質的な変更というより、読んで分かれば十分です。

○曽我部座長　いや、でも、この「テレビ等の媒体では自主規制が」というのは、別にアダルト広告に限らず、有害情報について一般に自主規制があるので、多分、ここは一般論だということで大丈夫ではないですか。

ただ、他方で、ここで想定しているのは、確かにアダルト広告だけではなくて、痩身願望をあおるとか、そういった部分もありますので、そうすると、まず、表題のところで括弧書き全体を取るのか、それとも「アダルト広告等」というのを取るのかはどちらでもいいかなと思いますが、その上で、課題のところでアダルト広告というのが２つ目の○で挙がっていますので、もう少し幅広く今まで十分捕捉されていない有害とおぼしき事例を幾つか挙げるということのほうがいいですよね。その後、論点としてリスクを広げるという話ですので。

そういう方向で検討できればと思います。その後ろの論点との関わりで言うと、有害情報の例示の範囲を拡大するとかいう課題がありますので、それとも平仄が合うと思いますから、課題と表題については、少し修正していただくということにいたしたいと思いますが、ほかの委員の方々はいかがでしょうか。特に異論、さらに御提案があれば頂ければと思いますが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

では、今の部分はそういうところで進めてまいりたいと思います。

では、今、16ページまでのところですが、ほかに。

飯塚委員、お願いします。

○飯塚委員　12ページについてなのですが、２点ありまして、１つは質問なのですが、①について、①の論点の17行目に「教育」と書いてあるのですけれども、関係省庁に文部科学省さんは入られないのでしょうかという質問です。
○曽我部座長　これはいかがですか。
○事務局　事務局でございます。
　そこはここでの整理の仕方というところにもなるのですけれども、確かに「教育」となってくれば文科省さんも当然関係省庁として入ってくるということになろうかと思います。①につきましては、主に青少年インターネット環境整備法の中での話ということで、この青少年インターネット環境整備法というのは、こども家庭庁と総務省と経済産業省の３省庁で所管しているということがありますので、ここではそのような整理をさせていただいているということです。ただ、ここに書いていないから、では、関係ないのかということではなく、今後、議論を深めていく中で、当然、関係するところにも参画いただくというような形で考えています。
○飯塚委員　ありがとうございます。
　もう一点なのですけれども、所管されている省庁それぞれで①の多様化について、例えば、現行の対応で十分かどうか、もしくは今のリスクの定義について、おのおので議論されるのか、それとも、こちらに書かれている省庁さんが３つ全部がそろって会議をされていくのか。
○事務局　それは後者ということになります。それぞれで検討するというよりも、この事業につきましては、書いてあるとおり、こども家庭庁が主務省庁となっている。総務省、経済産業省さんと連携して、各コンテンツについて検討していくということになります。
○飯塚委員　分かりました。ありがとうございます。以上です。
○曽我部座長　ありがとうございます。
　そのほかはいかがでございましょうか。よろしければ、先に進んでまいりたいと思います。
　次が３つ目のパートというところで、16ページから19ページ、２の（３）の論点⑤から⑧までにつきまして、何かありましたらお願いします。
　では、中井委員、お願いします。
○中井委員　ありがとうございます。
　まず「⑤消費者関連リスクへの対応について」というところは、ここに書かれていることに対して何か異論はないのですけれども、何度か議論の中で発言させていただいた、消費者関連リスクとともに、こどもに特化した個人情報の保護という部分に関しては、どこで押さえるかというか、押さえていただければというのが１つです。
　あと、要望なのですが、○の１つ目で「事前の保護」という言い方をされているのですけれども、これはいわゆるチャイルド・セーフガーディングと呼ばれている話でしょうか。
○曽我部座長　ありがとうございます。

では、ひとまず今の２点について、事務局のほうでお願いできますでしょうか。

○事務局　事務局でございます。

「⑤消費者関連リスクへの対応について」でありますけれども、これはOECDのリスク分類を基にこういう形で書いているということでございまして、中井委員がおっしゃっている個人情報などにつきましては、これも脚注の16という形でつけているところでして、こういった意見があったという旨を入れさせていただいているという形になっています。それが１つ目の御質問に関してです。

それから、事前の消費者保護のところなのですけれども、もう一度、中井委員からよろしいでしょうか。

○中井委員　我々の業界用語に関してなのですが、セーフガーディングという言い方を最近よくするようになってきて、要は、被害に遭ったこどもに対しての保護、保護という言葉はそちらのほうでずっと長年使っていたのですけれども、被害が起こる前に被害が発生しないようにする取組というのをセーフガーディングという言い方をします。

これはたしか庁の中でも一部でそういう用語が使われている文章を私も見たことがあるのです。ただ、これは政策文書としてそれが適切なのかどうかは分からないのですけれども、ここで言う「事前の保護」というのがそういったチャイルド・セーフガーディングということなのか。あとは、もし一部で使われ始めている用語をここで使うべきなのかどうなのかという御判断、私はこれを使うべきだと主張しているわけではなくて、何を伝えたいのかというところで御判断いただければいいのかなと思うのです。

○事務局　補足をありがとうございます。

我々としては、被害に遭う前の保護の言い方ということで、意味合いとしては中井委員がおっしゃっているセーフガーディングというものに近いものなのかなと思います。セーフガーディングという言葉をここで使うかどうかということにつきましては、そこは検討させていただければと思うのですけれども、いずれにせよ、意味合いとしては、被害が発生する前の段階で何かできることがないかという観点の話でございます。

○曽我部座長　ありがとうございました。

私から中井委員にお伺いしたいのですけれども、セーフガーディングというのは、具体的にはどういう内容のものとして理解されているということになりますでしょうか。

○中井委員　例えば、それこそ日本版DBSという議論もありましたが、あれは実際によからぬことをした人たちをいかに排除するかというのが中心の話だと思うのですが、あれも広い意味ではセーフガーディングの取組の一つで、もともとそういったリスクのある人をこどもと接する仕事につかせないようにするイギリスの仕組みということです。そこまで極端ではなくても、子どもという、特に消費者保護の世界でいえば、まさに既に起こっていることでしょうけれども、子どもは大人よりも理解が劣るところで、課金のところで引っ張られて課金の被害に遭うだとかいうことが発生しているわけでしょうから、そういうことから子どもたちを被害に遭う前に守るための施策を講じるという。説明になっています

でしょうか。

○曽我部座長　ありがとうございます。

いわゆる事前の保護ですね。

○上沼委員　中井委員がおっしゃるイメージは、保護は事後救済を意味するように思われるということですよね。

○中井委員　これは、（子どもの保護や支援に関わる）我々の業界ではそういうイメージになってきてしまっているので、それはこういう文書の中ではそぐわないのかもしれないので、ただ、私の理解として質問しました。

○曽我部座長　意味合いとしては事前の保護というような意味合いだと。

○中井委員　そうですね。我々も日本語にどうやって訳したらいいだろうと１回悩んだことがあったのですけれども、そのまま片仮名で「チャイルド・セーフガーディング」にしてしまいました。すみません。

○曽我部座長　そうですね。この消費者関連リスク、事前の保護をセーフガーディングというかどうかはともかくとして、様々な対策が考えられるところですが、今この場だと論点としては１つしか上がっていなくて、事前の消費者保護の在り方について、どう考えるかという非常に包括的な問いが立っているというところで、また、業所管省庁というのがあるのですけれども、こちらですぐに思いつくものとしては、消費者庁さんなのですが、ここも先ほどの経産省への御質問と同じですけれども、もう少し明確にできれば消費者庁さんのほうでも御対応いただけそうであるとか、あるいはこのままでは難しいのはどういったところかとか、もし何かコメント等がありましたら頂ければと思うのですが、いかがでしょう。

○事務局　消費者庁は、オンライン参加なのですが、音声の不具合があるようです。

○曽我部座長　そうですか。そうすると、どうしましょうか。後ほどもう一回呼びかけてみることにして、では、取りあえずこの話、あるいは今この部分、消費者保護の在り方についてというところで、委員の方々からそういう御発言がありましたら頂ければと思いますが、いかがでしょう。

○曽我部座長　個人情報に関しましては、個人情報保護委員会のほうでまさに議論をされているという情報がありますので、ひとまずそちらに委ねようというところで、現在、注のところに落ちているということだとは思うのですけれども、まず、消費者保護については、よろしゅうございますか。

そうしましたら、では、引き続きそのほかの点、16ページから19ページにかけてもしコメント等がありましたら、お願いいたします。

では、中井委員、お願いします。

○中井委員　「⑥横断的リスクへの対応について（生成AI等）」のところなのですが、まず、ここの課題で２つの○でまとめていただいたのですけれども、第６回の後に私が出した意見で今回修文していただきましたが、そこにも書いてあるとおり、これだといわゆる

生成AIを使ったCSAM、ディープフェイクなど、いわゆる児童ポルノということに特化してしまって、そこに話を限定してしまっているのではないかと思います。ですので、修文は後で提案いたしますけれども、もう少し広げた形にしていただけないかなというところです。

論点のほうでは、これは児童ポルノに特化する話になってくるのですけれども、もう一つ項目として、ポツの１つとして、児童ポルノ禁止法における児童ポルノの定義の見直しが必要なのではないかということが検討課題として挙げられないかということです。

ワーキンググループの中での議論は私が言ったぐらいだったかもしれないのですが、こ家庁さんのほうで第６回、第５回に出していただいた意見書、鳥取県さんだとか、あとは今回も出されていますけれどもNPO法人シンクキッズさんの意見書。そこに書かれていることというのは、まさに現行法上の定義にこのAI生成の部分もしっかり入れる形での改正というような形。要望書には他にもいろいろな要望のテーマがありましたが、そういったところに私は一つ集約されるのかなと。修正案の一つとしてそれがあるのかなと思いましたので、それは押さえていただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

１点目は、課題の部分の記述の射程が狭いのではないかという。

○中井委員　そうですね。これは前回の議論の中でも申し上げて、それは意見書という形で改めて出させていただいたのですが、結局、AIの問題というのは、生成AIによるディープフェイクというのは今顕在化している問題ですけれども、それ以外にAIによる影響、それこそ昨日だったか、新しい教皇も言っていましたよね、AIが青少年に与える影響を危惧するみたいなことが報道で出ていましたけれども、ああいった話だとか、あとは、私が何度か御紹介したOECDのペーパーの中にも、AIだけではなくて、VRによる影響だとかということも書かれているので、そういったものも、横断的リスクというところを言うためには、生成AIの話を取ってしまえという話ではなくて、そういった部分も含めて押さえていかなければいけないかなというところです。

○曽我部座長　つまり、ディープフェイクとかポルノ系に限らず、没入感に伴う身体への影響とか、そういったところも射程に入れるべきではないかという御趣旨と理解しましたが。

○中井委員　そうです。

○曽我部座長　なるほど。確かにそれはおっしゃるとおりではありますけれども、多分、そこは、まず、規制とか、そういうことよりも、状況把握というか、そういうところから始めるのだろうと思いますので、今、課題の１行目で「先進的技術を利用した問題については、現状の把握ができていないか」云々とあるので、潜在的にはそこに入っていると。ただ、後ろの論点のところには入っていないというところですので、今の御発言を踏まえて入れるとすると、論点のところで、その他の先端技術の利用に伴う青少年の健康への影

響等々について、把握を進める必要があるというようなところを入れるかどうかということかなと理解しましたが、そういう受け止めでよろしいでしょうか。
○中井委員　はい。それに異論はありません。ただ、そうなると、多分、現状、１つ目の○を２つに分ける必要があると思うのですよね。
○曽我部座長　そうですね。
○中井委員　２つ目の○になっているものを「特に、生成AI技術を悪用した」云々かんぬんというところにつなげるというほうが自然かなと私は思いました。
○曽我部座長　そうですね。こちらの論点のほうは具体的な担当省庁を決めていただくという話になるので、若干大きな話ではあると思うのですけれども、少なくとも課題の○のところには今のようなところをもう少し何か入れたほうがいいのかなとは思いました。これも後ほど御相談させていただきたいと思います。
　上沼先生、今の関連でよろしいですか。では、お願いします。
○上沼委員　まさにその関連です。前回の会議後に、生成AIだけに特化しているのと、ちょっと狭くなってしまっているのでということで、多分「生成AI等の」というような意見をお出ししたと思います。私も少し広いほうがいいかなと思ったので、ここのところにもし「生成AIやVR等の」と入れれば、多分、中井委員の問題意識はカバーされるし、どちらにしても、論点のところに現状認識は書いたほうがいいということなので、おっしゃるような感じで○の１つ目を分けて、○の２つ目を下に持ってきてしまうというのがすっきりしていいかなと思っています。
　ちなみに、プライバシーに関しては、横断的リスクのところで見ているような気がするのですけれども、今思うと、消費者保護以外のプライバシーのリスクがあまり思いつかなくて、多分、OECD等の国際的な検討で言っているのも、プロファイリングでの広告とかプロファイリング利用とかになるので、消費者リスクのほうなので、そういう意味では、個人情報に関して、消費者保護的なところで書いていただいた今の脚注でいいのではないかと改めて見直して思っていたところです。
　以上です。
○曽我部座長　ありがとうございます。
　それも持ち帰り。VRの話は注に出ているのですね。ただ、これを本文に上げて、生成AIやVR、XR等の先進的技術とする方向で考えたいなと思います。
　それから、中井委員の御発言に戻るのですけれども、２点目として御指摘いただいたCSAMの定義の問題は、御趣旨としては、以前から出ている創作物に広げるという話ではなくて、生成AIによるものが含まれることも明確にする法改正を念頭に置かれた御発言だったということで。
○中井委員　はい。私もそう思っているところは確かに多少はありますけれども、それがベストなのかどうかというのはちょっと置いておいて、少なくともこのワーキンググループの資料として共有された意見書にはそのように書かれていたので、それはワーキンググ

ループとしてちゃんと受け止める必要があるかなというところです。

○曽我部座長　そこに関しては、そもそも現行法でも解釈できるのだという考えもありますので、私の理解では、論点の中の状況把握の中で議論されていくのかなというところで、この件について、警察庁さんから御発言いただけるとお聞きしていますので、このタイミングで警察庁さんにこの点についてコメントを頂くことはできますでしょうか。

○警察庁　警察庁から発言をさせていただきます。

今の児童の性的ディープフェイクの関連になりますけれども、全国の都道府県警察におきまして相談を受けるなどにより把握して、警察庁に報告が上がっている事案について、今回、御紹介をさせていただければと思います。

警察にまで相談されている事案でございますので、恐らく氷山の一角で、悪質な事案ではないかと考えてございますけれども、そういった事案の中で、悪意のある大人の行為による被害というものもありますが、ほとんどが学校内の同級生とかの面識のある者同士のトラブルに関するものです。

５つほど実例を挙げさせていただきますと、１つ目は、生成AIサイトを使用しまして、知人の間で共有されていた同級生の女子生徒の服を着ている着衣の写真を裸の画像に加工して、別の複数の同級生にSNSを使って拡散をした男子学生を名誉棄損罪で送致をしている事案がございます。

２つ目、同級生の女子生徒の卒業アルバムの写真を使って生成AIサイトで裸の画像に加工したものをSNSで拡散した男子高校生に対して指導・警告をしたという事案がございます。

３つ目、画像加工アプリを使用し、学校行事の写真を使って、同級生の女子生徒の画像を性的な画像に加工して、SNSを通じて複数の同級生で共有した中学生に対して指導・警告をした事案がございます。

４つ目、好意を寄せる女子中学生の写真を習い事教室の共有のSNSから入手して、生成AIを用いて裸の画像に加工したものをSNSツールを通じて友人に拡散した小学生の男児を児童相談所に通告した事案がございます。

ここまでは同級生等の面識のある者同士の話ですけれども、５つ目は、女子児童を盗撮して、その画像を生成AIを使って成人女性の裸画像と合成していた男性、これを盗撮目的でコンビニエンスストアへ侵入したとして建造物侵入罪で逮捕した事案等が発生しているところでございます。

この種の事案に係る画像の体の部分については、被害児童自身の画像ではないということもございまして、被害児童が受けるショックの大きさはそれほど大きくないと捉えられている方もいらっしゃるかもしれませんけれども、実際には被害児童が受ける心の傷というのは周囲の想像以上に大きいというところがございます。そのため、警察におきましては、被害者に寄り添って、法と証拠に基づきまして適切に対応するということはもとより、関係機関と連携してこういった事案の未然防止を図りたいと考えています。

一線の警察現場からは、悪質な事案から被害児童を守るために、現行法の適用上の課題を含めまして対策を検討してもらいたいという声も上がっているところでございますので、御紹介させていただきます。

以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

ただいまの御発言について、委員の皆様方から御質問などはおありでしょうか。

上沼委員、お願いします。

○上沼委員　ありがとうございました。

私どもも、学校でいじめ予防授業として、学校に行っていじめの予防のための授業をしているのですけれども、性的いじめが増えているという情報を聞いていたところだったのです。だから、性的いじめがAIを使って画像をつくるとかという形でも出ているということなのかなと今伺ったので、いじめ対策のほうでも何か検討しなければいけないのかなと思いました。コメントです。

○警察庁　一例を御紹介させていただきますと、非行防止教室といった形で、警察官が学校に行って非行防止のための指導をしたりするという場がございますけれども、その中でもこういった事案を紹介させていただいて、これはやはり同級生が軽い気持ちでやってしまった、そのようなものも犯罪に該当してしまうということでありますので、被害者にも加害者にもならないようにという形でフォローさせていただいているところでございます。

○文部科学省　すみません。文科省からいいですか。

○曽我部座長　お願いします。

○文部科学省　文科省でございます。

警察庁さんから御紹介いただきましたとおり、ほかの委員のほうからも指摘がございましたとおり、児童間の性的ないじめをいかに防止していくのかということで、文科省としても、先ほど警察庁さんからも御紹介いただきました非行防止教室といったものを、実際の地元の警察署の方々に来ていただいて学校現場で行っておりますが、そうした中でもこういった事例が現にあって、それとともに生成AI技術などの新しい技術を悪く利用したいじめ行為とかは許されないものであるというようなことを、現場においても、その防止のための取組等を行っているところでございます。

今回、措置事案として、同級生間での性的いじめの実態が措置事案という形で現にあるということも、私もこども家庭庁や警察庁からも御提供いただいておりまして、そういう話もあって、17ページ目の17、18、19行目の論点のところには、文科省もしっかりと協力して、実態の状況把握でありますとか、それに応じた様々な注意喚起や防止などの取組に努めていきたいと考えているところでございます。

文科省からは以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

では、中井委員、お願いします。

○中井委員　ありがとうございます。

警察庁以下、現場の方々が本当に現行法で可能な範囲で、そういう被害に遭った子どもたちの立場に立っていろいろ取り組んでいただいているというのは本当に頭が下がります。

もちろん、引き続き現行法でやれる範囲でぜひやっていただければと思うのですが、多分、現場の方々は、これは想像の域を超えませんけれども、例えば、児童ポルノ禁止法の定義がもう少しこうなっていれば、もっと簡単に踏み込めるのに、判断できるのにというようなところがあるのではないかなと思うのですよね。というか、少なくとも生成AIとかの話を今回提出いただいている中で、定義もそういったことに触れられていると思うので、別に結論を押しつけるわけではないのですけれども、論点としてやはり現行法でいいのかというところも出てきていると思うので、ぜひそれはここでも押さえていただければなと思うところです。

以上でございます。

○曽我部座長　関連して私からもよろしいですか。

警察庁さんにお伺いしたいのは、幾つか事例を紹介していただいた中で、児童ポルノ禁止法違反で対応した案件というのは、先ほどのお話をお聞きしている限りは、今までの事例ではなかったということでよろしいのかということと、あと、現場では適用法令の明確化を求める声がという御発言がありましたけれども、その中にやはり児童ポルノの定義を明確にしてほしいという声が含まれていたのかということについて、お伺いできますでしょうか。

○警察庁　昨年中に把握している事案の中で、生成AIが使われているものとして警察庁で把握している事案の中には、児童ポルノ禁止法を適用した案件というのはございません。

もう一つは、現場から児童ポルノ禁止法の定義が曖昧だみたいな意見があるかというお話だったかと思うのですが、そういった形で定義が分かりにくいからみたいな話については、我々のほうに上がってきてはいません。

○曽我部座長　適用法令の明確化というのは、そうすると、別な法令についてということですか。

○警察庁　様々な法令について、その適用に当たっての解釈について、相談が上がってくる部分もあるという意味になります。

○曽我部座長　なるほど。ありがとうございます。

それと関連して、法務省さんもいらっしゃっていると思うので、関連してお伺いしたいのは、これは国会の中でも話題になっていたと思うのですけれども、児童ポルノの定義に関して、生成AIとの関係でどう理解されているのかということを改めてお伺いできればと思うのですが、いかがでしょう。

○法務省　法務省です。聞こえているでしょうか。

○曽我部座長　はい。聞こえております。

○法務省　こちらについては、国会のほうでも答弁していますとおり、児童ポルノに当た

るかどうかというのは、令和２年の最高裁決定の基準に従ってまずは判断すべきものと考えております。その上で、生成AIによってつくられたものが児童ポルノに当たるのかどうかというのは、個別具体的な事例に沿って、令和２年の最高裁の解釈に従って、実在の児童の姿態を描写したものといえるかどうかを判断していくことになると思います。

ただ、法務省としては、法務省自体が捜査機関というわけではありませんし、裁判所のように法解釈を示す機関でもありませんので、法務省のほうからこの事案であればこうですというのはお答えし難いというところです。

○曽我部座長　ありがとうございます。

生成AIの場合は、顔と体が分かれているというところかと思うのですが、令和２年の判例の事案だとちょっとそれとは違うので、令和２年のケースを基に判断するというところは、いま一つ私はよく分からないところもあるのですけれども、それも含めて個別の解釈は難しいということでしょうか。

○法務省　そうですね。曽我部先生のおっしゃるとおり、令和２年の事案で問題になった具体的な事案というのは、もちろん、顔と体が違うという事案ではありません。ただ、その点も含めて、法務省のほうから、こうであれば児童ポルノには当たりませんとか、これは児童ポルノに当たりますといった解釈を示すのは難しいというところになります。

○曽我部座長　そうすると、この問題というのは誰がどう進めるのかというところが分からないということになるのですかね。

○法務省　結局、具体的な事案が上がってきたときに、まずはそれを捜査する検察庁、捜査機関において法の適用ができるのかどうかということを解釈して、最終的には裁判所が判断すべきものと思っております。ただ、もちろん、それで解決されないのではないかというところについては、中井委員もおっしゃっていたとおり、法改正とかも含めて検討していかなくてはならないのではないかといった御意見が出るのは、当然、承知しているところではございます。

ただ、今回問題となっている児童ポルノ禁止法というのが、もともと議員立法によって成立して、その後の改正も議員立法で改正されてきたというところがありますので、具体的な改正をするのかどうかとか、現状の規制では不十分なのかということを考えるに当たっては、まずはこれまで議員立法として改正が繰り返されてきたというところも踏まえて考えていく必要があるのかなと法務省としては思っているところです。

○曽我部座長　ありがとうございます。

これは解釈の明確化とか、法改正について、この場で論点として盛り込むのはなかなか難しそうだというお答えだったわけですけれども、そういうことで状況把握、どういう事例があるのかということを踏まえて議論を触発していくというところをまずやらないといけないということになっているのかなと思います。

ということで、そのほかはいかがでしょうか。

そうしましたら、次の最後のパートに入りたいと思いますが、どなたか発言がありまし

たでしょうか。よろしいですか。

飯塚委員、お願いします。失礼しました。

○飯塚委員　ありがとうございます。

18ページの⑦の「横断的リスクへの対応について」なのですが、こちらの課題でアルゴリズムについて触れられているのですが、こども若者★いけんぷらすにあったように、家庭での部分、長時間利用について、あまり触れられていないように思いまして、青少年への対応だったり、リテラシー教育というのはもちろんなのですけれども、ここに保護者への、次のページの「⑧広報・啓発について」に含まれるかもしれませんが、家庭でのルールをどのようにつくるべきかだったりとか、あと、どのように使うのが適切というのを、櫻井委員からも政府からお勧めの例示などがあればいいのではないかみたいな話があったと思うのですけれども、⑦にそういった点も含めるべきではないかなと思いました。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

こちらはひとまず事務局のほうでお答えいただくことは可能でしょうか。

○事務局　事務局です。

御指摘ありがとうございます。結論から申しますと、親子のルールづくりですとか、その辺の保護者への働きかけでの啓発というようなものは⑧のほうに含めたらいいのではないかと事務局では判断していますので、⑦のほうですが、これは低年齢化ですとか、長時間利用ですとか、メンタルヘルス、あと、アルゴリズム、今お話がありましたが、そういったものへの対応ということで課題等が載っているところなのですけれども、そもそも、例えば、アルゴリズムなどでいうと、実際にどうなのかという部分が省内で十分に調査されていないところがあると思いますので、⑦の部分というのは、そういった問題意識というのでしょうか、十分調査・分析されていない、まさに課題の１つ目の○に書いてあるところなのですが、そういった観点からの課題ということで、まずはその辺の実際にどうなのか、実態がどうなのかというのをきちんと見ていくというのが⑦と思っていまして、保護者への啓発という部分というのは、⑧の部分の中で課題の２つ目で「国等が把握しているエビデンスについて」云々とありますけれども、アルゴリズムなどについても、調査した結果、実際、このようになっていますというものが分かった上で、それで、広報・啓発というものに恐らくつながっていくのかなと考えておりまして、ですので、今、飯塚委員がおっしゃった部分については、⑧のほうに含めるということでどうかなと思っております。

○飯塚委員　ありがとうございます。

すると、⑦は、長時間使ってしまうという家庭の状況、ルールで制限したりとかいう方向性ではなくて、なぜ長時間使ってしまうのかというところに焦点を当てている課題ということでしょうか。

○事務局　そうですね。その辺の実態と、あとはなぜというところの分析ですかね。その

辺までは⑦で表されるのかなと考えております。

○飯塚委員　ありがとうございます。

○曽我部座長　私のほうから補足させていただくと、まず、⑦は、おっしゃるように、まさにアルゴリズムにより次々に動画が表示されることで長時間利用になってしまうという問題に焦点を当てているのだと思います。長時間利用そのものは、今回改めて新たな問題として提示するまでもなく昔からの問題ですので、あえてフィーチャーしていないというところもあって、従来はそれを家庭のルールで対応するとか、あるいはペアレンタルコントロールの機能で制限するとか、そういうことを議論してきたというか、そのように啓発も含めてやってきたわけですけれども、ここでの⑦に関しては、まさに原因というところでアルゴリズムの問題に焦点を当てているということかと思います。

もう一つ、⑧、19ページの23行目、24行目のエビデンス云々というところなのですが、多分、これは私が以前この場で申し上げたことが最終的にこうなっているということだと思うのですけれども、例えば、いろいろな専門家団体などが、このぐらいの年齢では１日何時間ぐらいが望ましいとか、エビデンスをもって情報発信されているものを家庭のルールづくりに生かしてもらうような、そのつなぎを啓発・広報を通じて情報提供することによってできないかというようなことを申し上げた気がしまして、それがこういう形になっているのだと思います。そういう意味では、飯塚委員の問題意識というのは、趣旨としてはここに入っているということかなと私個人は理解しております。

ということで、よろしゅうございますか。

では、次の最後のパートですね。19ページから20ページ目の「３．今後の進め方について」「４．おわりに」という部分になりますけれども、こちらにつきまして、御質問、御意見などがありましたら、お願いいたします。

今後、関係省庁連絡会議を開催するということですので、そこに望むこととか、そういったところも含めて御自由に頂ければと思いますが、いかがでございましょうか。

では、上沼座長代理、お願いいたします。

○上沼委員　今、飯塚委員がおっしゃっていただいたとおり、保護者への普及・啓発に関する部分をこちらに入れていただくと、こども若者★いけんぷらすで頂いた御意見も反映したことになりますので、それを入れていただくのがよいかと思います。保護者に対する効果的な普及・啓発方法について検討すると記載だと、課題ではなく、論点になってしまいそうですね。課題としての記載があった方がいいのではないかという気がするので、まず、課題のところに保護者に対する普及・啓発が十分ではないというのを入れていただいてもいいのかなと思いました。その上で、論点のほうに、効果的な普及・啓発方法を入れていただくという形がいいのかもしれない、と聞いていて思いました。

○曽我部座長　これは⑧の話ですね。⑧の課題のところにもう一つ項目を起こすという。

○上沼委員　はい。そうすると、こども若者★いけんぷらすでお子さんからの意見も反映されますし。

○曽我部座長　そうですね。保護者に対する啓発は今までも一生懸命されていると思うのですけれども、なお十分ではないということですかね。確かにそれ自体はごもっともですので、では、⑧の課題のところに入れていただくということですかね。論点にも入れる。今のものだと、論点の１つ目、こどもたちに対する効果的なと。そして、論点のところにも入れていただくといいということですかね。これは従来もやっておられることをより効果的にということかと思いますので、それほど担当省庁が不明確ということはないかなと思います。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。もう残り時間も限られてまいりましたので、全体を通じて言い残されたことも含めて、頂ければと思います。

中井委員、お願いします。

○中井委員　ありがとうございます。

これは文章にしてくださいということではないので、省庁の方に、今後の進め方というところについて、ぜひこういうことを念頭に置いていただければなという私の立場からの希望というか、情報のシェアなのですけれども、子どもや若者が安心・安全にウェルビーイングを向上させるために、ネットを使って環境をつくっていくということの最前線にいらっしゃるのは、よくも悪くも事業者の方であることは間違いないわけで、現状、では、日本のインターネット関係の事業者ということを見たときに、GAFAに代表される国際的な企業が中核を担っていらっしゃるということも避けようのない現実なわけで、そういった方々にこの施策の取組を求めていく際に、私は、日本国内でこういう問題が起きているから、こういう対処をしなさいとお願いしていっても限界があるのではないかなと。

というのは、日本は、残念ながら、マーケットとしても、多分、世界的に見れば、だんだん小さくなっていっているほうだろうし、GAFAの人たちがどれだけ日本をマーケットとして重視しているのか。私の想像ですけれども、マーケットの重要度としてはそんなに見られていないのかなと、下がっていくのかなと。

そういった中で、これは冒頭で申し上げたことの繰り返しになるのですけれども、この問題というのは、日本国内で起きていることだから取り組むわけですけれども、ここで起きている問題というのは、必ずしも日本だけで起きている特有の問題ではなくて、国際的に起きている問題なわけですよね。

それに対して、今、幾つかの報道をにぎわせている、いろいろな国々では規制の方向で進んでいる。だけれども、それはちょっと違うのではないかというのがこのワーキンググループで出てきた話で。（ですから、GAFAのような事業者の方々には）違った形でこの問題に取り組んでいくモデルを一緒につくってくれませんかというような言い方ができないのかなと。そのモデルづくりを日本でやりませんかという言い方をぜひしていただければなと思うところです。それが１つです。

そこからつながるのですが、これはちょっと具体的なところで、冒頭で申し上げるのを忘れてしまったのですが、目次でいうと２の「（２）議論を踏まえた検討の基本的方向性」

のところで、私は（３）のところにかなりの頻度で出てきた横軸的に言える課題というのをもう少し整理して書かれたらいかがかなと思いました。

具体的には、これまでもワーキンググループの議論の中で申し上げてきたのですけれども、子どもや若者にとって安心・安全なインターネット環境をどのように確保していくのかということで、具体的な方策として、１つは、年齢と成長段階に即したコンテンツ、サービスを提供することで、それを実行せしめるための年齢確認の在り方、多分、その２つがポイントなのだと私は思うのです。それは「（３）課題と論点」の中にも既にたくさん出てきているわけです。

このワーキンググループに参加している方々が現状の報告書を見れば、どういうことが課題だったのかということは分かるのですけれども、この報告書が独り歩きしたときに、最後の論点と課題まで一点一点しっかり見ていく方はそんなにいないかなと。むしろ今まで挙がったような視点等について、「（３）課題と論点」、多分、これはエグゼクティブサマリーみたいなところだと思って、そこでこのワーキンググループとしてどういう視点で、これの書きぶりは修文の提案をしますが、現状、子ども、若者にとって安心・安全なインターネット環境というものをこのワーキンググループとして具体的にどのような形にしていこうという議論をしたのかということで、この２つのポイントというのがあるのではないかなと思うので、そこはまた改めて修文の提案をしますけれども、そういうところも押さえていただいたらいいのかなと思いました。

○曽我部座長　ありがとうございます。

確かに今の基本的な構造が端的に書かれている部分はないので、御提案いただけるということですので、それも踏まえて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、櫻井委員、お願いいたします。

○櫻井委員　ありがとうございます。

以前から確認させていただこうと思っていて、すっかり忘れてしまっていたのですが、この議論の中ではセクスティングという言葉を使っているかと思います。従来の自画撮りという意味で使っていると思うのですけれども、これは何か意図があってそのように使っているのかということをお聞きしたいと思っていました。

現行、こどもたちが画像をシェアしやすくなるという、そこら辺の実態を捉えて、今回は、セクスティングと呼んでおられるのかなと思っていましたが、いろいろな呼び名になってしまうと、こういう報告書を読んでもイメージしにくい方もいらっしゃるのかと思いましたので、お聞きしたいと思います。

○曽我部座長　では、こちらは事務局のほうでお願いできますか。

○事務局　事務局でございます。

そのワーディング、自画撮り、セクスティングとありますが、我々としては、自画撮りというものがあって、それを相手に送ることによって脅されるというものがセクスティン

グというものだと思うのですけれども、もしその用語につきまして、ここはこのようにしたほうがいいのではないかというものがあれば、そこはまたぜひ御指摘いただければと思うのですが、いずれにせよ、自画撮り、セクスティングは当然密接に関連しているものと我々は考えていまして、ただ、その辺、もし表記入れといいますか、もう少し明確にしたほうがいいという御意見であれば、そこはまた御指摘いただければと思います。

○櫻井委員　分かりました。

私の認識では、セクスティングとは、どちらかというと、やり取りをするというカジュアルな形でシェアみたいなイメージに近いと思っていたので、あまり被害という文脈ではセクスティングという言葉は出てこないかなと思っていました。セクスティング被害と書かれているところもあったのでそれでよいかと思うのですけれども、少し気になっていました。

もう一点ですけれども、調査をするときにリスクを把握するということが書かれているかと思います。こども、青少年をどのように守るかという議論なので、特にメンタルヘルスにどのような悪影響があるかというリスクを測って、その実態を踏まえていくということはすごく大事だと思うのですけれども、とかく問題を把握して調査をかけようとすると、やはりネガティブな方向の影響というのが測りやすくなってしまうというのが調査の常だと思います。今回もベネフィットもネガティブな影響も両方あるという意見がこどもたちからも出ていると思うので、何か調査をするときに、どういったポジティブな影響があるかということも慎重に測っていく必要があるのかなと思いました。これは感想です。

以上です。

○曽我部座長　ありがとうございます。

もちろんポジティブな影響もあると思いますので、それも調査の際には御留意いただければと思います。

上沼委員、お願いします。

○上沼委員　時間がないので。20ページの７行目の「その上で、①今すぐ対応できるもの（短期）、②対応にあたって一定の検討期間が必要であるもの（中長期）を整理し、政府全体として工程表を作成」するとか、この辺りは非常に具体的に書いていただいてありがたいと思っています。

ただ、中長期の検討は令和８年をめどにということであれば、今すぐ対応できるものについては、できれば本当は例示いただきたいなと思うところです。というのは、今すぐ対応できるものとしているのに、具体的なものがなかったら今すぐ対応できないんじゃないか、という印象を受けるものですから、なので、できればそれを入れていただくと、これらについては、令和８年ではなくもうちょっと早く前倒しで対応するのだなというイメージになるかなと思ったので、要望という感じです。

○曽我部座長　こちらはぜひよろしくお願いします。

私も今の前後の部分で申しますと、基本的にアウトプットとしては基本計画に反映する

というところが、明示的に書かれているところでいうとそうなのですけれども、ただ、この取りまとめの冒頭部分では、法改正の必要性があれば対応するということも明記されていますので、今後の進め方についても、20ページの１行目に「法制上の対応の必要性の有無を含めた」と書いてあるから、いいのですかね。できれば、やはり法改正も排除しないということをより明確に書いていただくと、個人的にはありがたいと思います。環境整備法を大きく変える機会というのはこの先もなかなかないと思いますので、今回はぜひそういったものを排除しないということで、踏み込んだ御検討を期待したいと思います。

そのほか、いかがですか。

消費者庁さんは今、御発言いただける状況にありますでしょうか。

○事務局　事務局でございますが、消費者庁さんのほう、先ほどの座長からの問いかけは聞こえていて、認識されているということなのですけれども、発言がシステム上のトラブルで厳しいということですので、一度引き取らせてくださいという連絡が来ております。

○曽我部座長　では、別途の形で御回答いただくということで。

○事務局　そうですね。そのような形にさせていただければと思います。

補足（以下、ワーキンググループ終了後回答内容）

○消費者庁　第７回ＷＧに先立って、こども家庭庁担当者と消費者庁担当者との間で打ち合わせをした際も、消費者庁側から申し上げたところですが、本ＷＧにおいて想定する「未成年者の消費者トラブル」が明らかでなく、そのため「（未成年者の）事前の消費者保護のあり方」についても、何を求められているのか、消費者庁としては理解ができていないところです。消費者庁所管外の事項ではありますが、民法第５条第１項・第２項の規定により、「未成年者の消費者トラブル」については、事前及び事後の保護が図られていると認識しております。 その上で、仮に、こどもに多く見られるオンラインゲームの課金トラブル等を指しているとすれば、消費者庁及び国民生活センターでは、事前的な対応として消費者への注意喚起等に継続的に取り組むとともに、事後的な対応として全国の消費生活センター等に寄せられる相談に適切に対応をしているところです。また、消費者庁は業を所管しておりませんので「業所管省庁」には含まれませんが、上記のような取組に加えてゲーム業界においても既に自主規制等が進められていると承知しています。

○曽我部座長　ありがとうございます。

ということで、ほかにも御発言はおありですか。

○事務局　もしほかがよろしければ、一言最後に私のほうから。

いろいろ御指摘等をいただきまして、ありがとうございます。

11ページのところでございますけれども、上沼委員のほうから「受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応」のところで「現行法の厳格な履行を求める」というところについての御指摘がございました。こちらは「現行法の履行の決定を求める」というような修文でいかがかなと考えているところでございまして、これはまた御相談させていただく

という形でよろしいですか。取りあえず一案ということで。

それから、14ページでございますが、②の中で論点の１つ目のポツ、これは13ページの一番下にありますけれども、18条から20条のところでございます。これについて「業所管省庁」となっているところでございますけれども、我々、こちらの具体的な省庁名を挙げるというような形で考えたいと思っております。

先ほどのゲーム機はどうなのかという話ですとか、あるいはフィルタリング容易化措置ということのみならず、どういった配慮をしているのかとか、あるいは被害の実態はどうなのかという話が座長のほうからもあったと思います。この論点の部分につきまして、もう少し具体化することによって、今は業所管省庁となっているところでございますけれども、ここはより細かくといいますか、具体的にどこという形に持っていければと考えているところでございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうですね。時間の関係でもう終わらないといけないのですが、最後、私から一言申し上げるとすると、この間、まだ次回もあるということですけれども、多数回、ワーキンググループを開いてまいりまして、委員の方々、それから、プレゼンいただいた方々から多様な青少年保護に関わる御発言があったかと思います。関係各省庁の方々も大変たくさんこの場にいらしていただいて、それをお聞きいただいているかと思います。今回、インターネットにおける青少年保護の在り方について、包括的に議論するという非常に希有な機会でもありますので、今後、関係省庁会議に場がそのうち移るということではありますけれども、関係省庁の皆様方におかれましては、ぜひこの問題の重要性について思いを致していただいて、積極的に御協力いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ということで、進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。

○事務局　では、最後に、事務連絡でございますが、次回の第８回のワーキンググループでは、本日の御議論を踏まえまして、課題と論点の整理案を改めて提示させていただきまして、最終的な取りまとめを行いたいと考えております。皆様には御提案の詳細を御連絡させていただきます。

以上でございます。

○曽我部座長　ありがとうございます。

そうしましたら、以上をもちまして、第７回のインターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループを終了させていただきます。

本日も闊達な御意見を頂きまして、どうもありがとうございました。失礼いたします。